

第 1042 回 高知市教育委員会 9 月定例会 会議録

1 開催日 平成 21 年 9 月 28 日(月)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 46 号 高知市大学等奨学資金貸付規則の一部改正について

日程第 3 市教委第 47 号 高知市春野文化ホールピアステージ条例施行規則の一部改正について

日程第 4 市教委第 48 号 高知市春野文化ホールピアステージ運営審議会規則の一部改正について

日程第 5 市教委第 49 号 高知市春野郷土資料館条例施行規則の一部改正について

日程第 6 市教委第 50 号 高知市立市民図書館条例施行規則の一部改正について

日程第 7 市教委第 51 号 高知市立市民図書館視聴覚ライブラリー規則の廃止について

日程第 8 市教委第 52 号 高知市立自由民権記念館条例施行規則の一部改正について

日程第 9 市教委第 53 号 高知市立自由民権記念館旅行者等観覧料取扱規則の一部改正について

日程第 10 市教委第 54 号 高知市立学校教職員人事異動内申方針について

4 報告

- ・ 平成 21 年 9 月市議会定例会について
- ・ 第 416 回市議会定例会に提案した予算議案及び予算外議案並びに平成 20 年決算認定議案に対する意見についての教育長専決処分の報告及び議案の審議状況について
- ・ 高知市立学校における新型インフルエンザの発生状況等について
- ・ 県立新図書館建設計画に関する新聞報道について

5 委員長閉会宣言

6 出席者

(1) 委員

1 番委員	澤 田 智 恵
2 番委員	溝 渕 悦 子
3 番委員	西 山 彰 一
4 番委員	山 本 和 正
5 番委員	松 原 和 廣

(2) 事務局

教育次長	岡 村 修
教育次長	舩 田 郁 男
参事（市民図書館長事務取扱）	千 浦 孝 雄
総務課長	弘 田 充 秋
学校教育課長	片 岡 正 樹
学事課長	佐々木 正 彦
生涯学習課長	大 崎 徹 三
少年補導センター所長	田 所 和 仁
自由民権記念館事務局長	筒 井 秀 一
総務課長補佐	近 森 象 太
総務課総務係長	小 田 優
総務課総務係主査	岡 宗 裕 美

第 1042 回 高知市教育委員会 9 月定例会 会議録

1 平成 21 年 9 月 28 日(月) 午後 4 時 00 分～午後 5 時 15 分 (たかじょう庁舎 5 階会議室)

2 議事内容

開会 午後 4 時 00 分

澤田委員長

ただいまから、第 1042 回高知市教育委員会 9 月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は山本委員さん、お願いいたします。

議案審査に入ります。日程第 2 市教委第 46 号「高知市大学等奨学資金貸付規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

学事課長

学事課長の佐々木です。

市教委第 46 号高知市大学等奨学資金貸付規則の一部改正について説明いたします。高知市では、大学、専修学校、または各種学校に在学する学生で、経済的理由で就学が困難な学生に対して奨学資金を無利子で貸付けております。今回の改正は、手続きに要する様式を一部変更したもので、内容の変更はまったくございません。14 ページ以降の新旧対照表によってご説明いたします。

第 1 号様式の表ですが、若干大きくなっていますが中身はまったく変わっていません。15 ページにある裏面ですが、振込依頼口座のところの口座名義人にフリガナを入れました。それから振込先金融機関に銀行、信金、農協、信組、労金としかありませんでした。これまでは郵便局は使用できませんでしたが、注 3 になりますが、これからはゆうちょ銀行の使用を認めたところが変わっています。

次に 16 ページ 3 号様式「誓約書」につきましては、奨学生、保護者、連帯保証人の方の異動があり、なかなか電話連絡が取りづらく対応に苦慮したことがあり、電話番号を入れました。同じように 17 ページ以降、第 11 号様式まですべて電話番号を記入する欄を設けたことが変わっています。

以上でございます。

澤田委員長

この件に関して、質疑等はございませんか。

質疑はないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第 46 号「高知市大学等奨学資金貸付規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 46 号は原案のとおり決しました。

次に、日程第 3 市教委第 47 号「高知市春野文化ホールピアステージ条例施行規則の一部改正について」、日程第 4 市教委第 48 号「高知市春野文化ホールピアステージ運営審議会規則の一部改正について」及び日程第 5 市教委第 49 号「高知市春野郷土資料館条例施行規則の一部改正について」

て」の3件を議題とします。3件について一括してご説明願います。

生涯学習課長

生涯学習課長の大崎です。

まず、高知市春野文化ホールピアステージ条例施行規則の一部改正については、平成22年度から高知市春野文化ホールピアステージへの指定管理者の導入による条例の改正に伴いまして、本規則も改正するものです。

内容でございますが、これまで規則で定めていた使用時間や休館日の基本的な事項について、条例で定めることとしたために、その条項を削除しました。

また、使用料の減免につきましては、市及び教育委員会が共催する場合、これまで5割減額のみであったものを全額免除できる規定を追加しました。また、指定管理者を指定した場合の取り扱いについての条項を新たに設けて、「使用料」を「利用料金」に、「教育委員会」を「指定管理者」になどの字句の読み替えと、様式の改正を行いました。

続いて、高知市春野文化ホールピアステージ運営審議会規則の一部改正についてですが、これも条例改正に伴う規則の改正でございます。内容は、高知市春野文化ホールピアステージについては条例改正する前の条例「第14条第5項」を「第20条第5項」と改正するものです。

それから、高知市春野郷土資料館条例施行規則の一部改正についてですが、これも平成22年度からの指定管理者の導入による条例改正に伴う規則の改正です。内容は、開館時間や休館日の基本的な事項を条例で定めることとしたので、その条項を規則から削除することといたしました。

それから、条例を改正して、控室を追加しておりますので、申請書などの5箇所控室を追加しています。また、適用条項が若干変わっておりますので、減額申請書、決定通知書、還付申請書それぞれ適用条項を変更いたしております。

以上でございます。

澤田委員長

この件に関して他に質疑等はございませんか。

特に質疑はないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第47号、第48号、第49号は一括し採決してよろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

澤田委員長

それでは採決します。市教委第47号「高知市春野文化ホールピアステージ条例施行規則の一部改正について」、市教委第48号「高知市春野文化ホールピアステージ運営審議会規則の一部改正について」及び市教委第49号「高知市春野郷土資料館条例施行規則の一部改正について」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第47号ほか2件は原案のとおり決しました。

続いて、日程第6市教委第50号「高知市立市民図書館条例施行規則の一部改正について」及び日程第7市教委第51号「高知市立市民図書館視聴覚ライブラリー規則の廃止について」、併せて事務局の説明を求めます。

市民図書館長

市民図書館長の千浦でございます。

まず、市教委第 50 号「高知市立市民図書館条例施行規則の一部改正について」でございます。この 9 月議会に春野文化ホールピアステージ等の指定管理者の導入に伴いまして、施設内に高知市立春野市民図書館がありますので、これに合わせて市民図書館条例改正議案も提案しているところです。それに伴い条例整備の観点から、市民図書館条例施行規則の一部改正をするものです。

49 ページをご覧ください。施行規則の新旧対照表でございます。旧の施行規則第 2 条「開館時間及び休館日」を市民図書館条例として整理しましたので、整理できたものについては、施行規則から削るとこととしております。内容的には、条例と施行規則で関係のあるものを整理しまして、内容的に何かなくなったり、加えたりしたところはありません。

続きまして、第 51 号の高知市立市民図書館視聴覚ライブラリー規則の廃止についてでございます。この視聴覚ライブラリー規則は、昭和 45 年の視聴覚ライブラリーを設置する際に規定しました規則でございます。規則の条項は全体で 5 条であり、設置目的、事業内容、開館時間、使用料、委任規定を書いたものです。

これも、図書館条例、施行規則の整備に合わせて、開館時間、休館日等については図書館条例に、そして、使用目的等については施行規則の中で整備されましたので、この際、当該規則を廃止するものです。

以上です。

総務課長

総務課長の弘田です。少し補足をさせていただきます。

先ほど、生涯学習課長から説明してご承認いただいた春野文化ホールピアステージ条例関係、春野郷土資料館条例関係、それから今、市民図書館長から説明しました市民図書館条例、それと後ほど説明します自由民権記念館条例につきましては、指定管理に係る内容について、この議会で条例の改正議案が審議されていまして、経済文教常任委員会では賛成多数で承認を得ております。この 30 日の本会議で承認をいただける見込みにはなっております。

それを踏まえて、この規則も改正されるものでございまして、10 月 1 日を施行予定日としております。

澤田委員長

それではこの件の質疑を終了し、採決に移りますが、市教委第 50 号、51 号の 2 件は、一括して採決してよろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

澤田委員長

それでは、採決します。市教委第 50 号「高知市立市民図書館条例施行規則の一部改正について」及び市教委第 51 号「高知市立市民図書館視聴覚ライブラリー規則の廃止について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 50 号及び市教委第 51 号は、原案のとおり決しました。

続いて、日程第 8 市教委第 52 号「高知市立自由民権記念館条例施行規則の一部改正について」及び日程第 9 市教委第 53 号「高知市立自由民権記念館旅行者等観覧料取扱規則の一部改正について」事務局の説明を求めます。

自由民権記念館事務局長

自由民権記念館の筒井でございます。

高知市立自由民権記念館条例施行規則の一部改正ですが、この議会で、自由民権記念館に指定管理者制度を導入するということが、条例議案を提出しておるところでございます。自由民権記念館の指定管理業務につきましては、自由民権記念館の施設又は設備の利用の許可に関する業務、自由民権記念館の維持管理に関する業務ということで、指定管理者を導入できる条例改正を審議していただいているところでございます。

このことに伴いまして、この規則を改正するものでございます。基本的な趣旨は、先ほどの春野の施設あるいは市民図書館と同じようなものでございます。文言整理が中心ですが、59ページの第6条第1号の観覧料の全額免除の規定、60ページにあります第9条第1号イの使用料の全額免除の規定については、指定管理者が、館の設置目的に沿う形で自主的な事業ができるというふうに考えておりますので、それに関する減免規定が織り込まれているところです。

続いて、高知市立自由民権記念館旅行者等観覧料取扱規則の一部改正でございますが、これは69ページの第9条が新設でございます。文言整理ではございますが、基本的にはこれまでと同じ内容の規則で、指定管理者を指定した場合、指定管理者が利用料金制に基づき利用料金の収納を行いますので、その場合、高知市教育委員会を指定管理者と読み替えるなど、指定管理者を定めた場合の取り扱いをここで定めておくということになっております。内容的には変わっておりません。

以上でございます。

澤田委員長

この件に関して質疑等はございませんか。

特にないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移りますが、この2件についても一括して採決いたしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、2件を一括して採決いたします。

市教委第52号「高知市立自由民権記念館条例施行規則の一部改正について」及び市教委第53号「高知市立自由民権記念館旅行者等観覧料取扱規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第52号及び市教委第53号は原案のとおり決しました。

次に、日程第10市教委第54号「高知市立学校教職員人事異動内申方針について」、事務局の説明を求めます。

学校教育課長

学校教育課長の片岡でございます。

別紙の資料をご覧ください。高知市立学校教職員人事異動内申方針案です。

この内申方針は、教職員の人事異動に伴う方針を、毎年10月の定例校長会で示してきております。今年も、10月8日に実施したいと考えています。

それでは、今回の変更点、変更する理由についてご説明させていただきます。

まず、1枚目の裏をご覧ください。これは、変更点を下線で追加しております。また、削除を二重線で示しております。

追加は、基本方針の中に「高知県教育委員会の教職員人事異動方針に基づき、」という内容を加え、2の具体的要領には、1項に「学力や体力の向上、心の教育の充実等における」を加え、そして「の向上を期する」を削除し「を高める」を加えました。また、第3項には、校長・教頭に「等」を加え、「・人材育成力」を追加しました。

その理由は、3枚目にカラーで示しております。これは平成22年4月1日付の高知県公立学校教職員人事異動方針でございます。このように県が大きく変更した中で、高知市も平成9年から変更していなかったものを変更しようとするものでございます。これまで変更がないため、教育委員会にはお諮りしておりませんでした。今回変更したいということで教育委員会に諮るものです。

そうした中で、「高知県教育振興基本計画の理念のもと」ということですので、「高知県教育委員会の教職員人事異動方針に基づき」という形を加えさせていただきました。また、記書きの下に、「学力、体力、心の問題などの解決に向けてリーダーシップを発揮し成果を挙げるとともに」という内容がございます。学力テストの問題や体力テストの問題で、非常に課題の多い高知県の実態が分かったわけでございます。本市も同様でございますので、この「学力や体力の向上、心の教育の充実等における」という文言を入れました。

また県の方針の4に「副校長、主幹教諭、指導教諭の登用については」という言葉があります。これに対応して、第3項目で「校長・教頭」の後に「等」をつけることといたしております。また、人材育成という文言は、県の方で言えば、同じ4の2段目に「効果的かつ組織的な学校運営や人材育成機能の教科を回る観点から人物を選考審査し、適正な配置に努める」と述べられており、ここから「人材育成力」という内容を入れさせていただきました。

以上です。

澤田委員長

この件に関して質疑等はございませんか。

溝渕委員

県の方は、何年ぶりに異動方針を変えたのですか。

学校教育課長

県は、毎年少しずつ変えております。少しずつですので、それに対して、これまで高知市の基本方針を変えることはございませんでした。今回のように学力、体力、非行の問題とか副校長、主幹教諭、指導教諭等、新しい任用形態が加わったことから、高知市も変更する内容が出てきたということでございます。

西山委員

基本的なことですが、教頭と副校長の違いは何ですか。

学校教育課長

副校長は、現在本市の小中学校には配置していません。副校長は、校長と同様に決裁権があるという形を採っています。特に、高等学校のほうで多忙となっている学校長を補佐し、また学校全体の決裁権を委ね、円滑な学校運営を図るということで、副校長ができたと同っております。

一方、教頭に決裁権はありません。そうした中で、学校運営にはかかわらず、あくまでも学校長の補佐役と位置づけております。

山本委員

4番の「長期間に及ぶ勤務」とありますが、長期間とは大体何年くらいを指しているのですか。

うか。

学校教育課長

県は5年間を一つの異動の目安としております。一方、高知市では5年間という期間が果たして長期間であるかどうかというところで、10年を超えない範囲で異動させています。

松原教育長

県のように人事異動内申方針に通知の日付を入れるわけにはいきませんか。

学校教育課長

これまで、人事異動内申方針を教育委員会で諮ってこなかった理由といたしましては、平成10年11月30日付では、この「付」が削除され、変更がなければ教育委員会に諮る必要がないということで、この年に「付」を除けた経緯があります。加えるとしたら、この部分についてのみ変更を加えても、教育長決裁があれば、委員会に図る必要がないという簡素化が図られるのであれば可能かと思えます。

松原教育長

平成22年4月1日付け人事異動内申方針が変わらなくても、次の年の日付を出すという形にした方がいいと思いますがいかがですか。

学校教育課長

この部分、「21年」を「22年」に変えるにも教育委員会に諮るのか、それとも教育長決裁でいいのか、決定していただければそのとおりにやっていきたいと考えます。

松原教育長

教育長決裁でなくても、県の人事異動方針が変わらなくても、高知市の方針が変わっていいのではないかと思います。要するに、教育委員会の方で毎年、変わっても変わらなくても、教育委員会に見てもらった方がいいのではないかと思いますがいかがですか。

学校教育課長

毎年、内申方針は大きく変わることはないあるいは避けなくてはならないと思っています。お諮りすることは大事であるとは思っていますが、一旦決めたら、この方針が揺らがないだけの文言にして浸透させていくことも重要だと事務局は思っています。

松原教育長

いずれにしても、教育長専決という形で、教育委員会に出すわけでしょう。だから同じことだと思います。

ただ、この異動については、来年度、政権が変わったから分からないが、人事権の中核市への委譲があれば、内申でなく高知市独自で異動方針を策定するという形になりますので、変わる可能性は充分ありますね。

学校教育課長

先ほど、教育長が言われたように、人事権が高知市に来れば、当然、もっと細かな高知市としての異動の方針をかつちり立てなければいけないと思います。そのときには、大きく変わりますし、毎年教育委員会にお諮りしなければならないと思っています。

ただ、現在のところこうした変更でいけるのではないかというふうには思っています。

溝渕委員

平成10年のときに、今後変わらないならそのままの方針でいくとしたわけですね。そしたら、平成21年度に文言を変えたので、今後変えた分を次に変わるまでは、そのまま適用するかという文言を入れておけばいいのではないのでしょうか。

学校教育課長

そうしていただくか、毎年お諮りするのかわ大きく変わってくると考えます。

溝渕委員

たいした手間でもないから、毎年諮って、「同じでよろしいか」でもいいでしょう。

松原教育長

例えば、現実の高知市の教育を見て、委員によっては、ここを入れなさいという意見もあると思うのですね。だから個人的に私は、毎年やってもいいかなというふうには思っています。

澤田委員長

他にはありませんか。

それでは、他に意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第54号「高知市立学校教職員人事異動内申方針について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第54号は原案のとおり決しました。

続いて、報告事項です。まず、平成21年9月高知市議会定例会について事務局の説明を求めます。

総務課長

総務課長の弘田です。

9月市議会定例会に提案した平成20年度決算認定議案、9月補正予算議案、そして予算外議案についてご説明いたします。

前回の教育委員会定例会において速報としてご説明しました平成20年度決算認定議案の中の教育費に係る部分について報告いたします。

お手元の平成20年度教育費決算概要(総括)という資料の教育費歳出決算総括の表をご覧ください。平成20年度は予算額107億5,427万4,000円に対して決算額94億6,095万7,000円でした。平成19年度と比較すると比率で101.71パーセント、金額では1億5,940万6,000円の増となっております。

増となった理由でございますが、次のページの決算額の主な増減の内容をまとめた表でございますが、その一番上の欄、教育総務費の欄をご覧ください。この中の「学校建設公社長期借入金解消事業費」の増が主な理由です。これは学校建設公社の長期借入金を平成35年度までに計画的に解消するために、平成20年度から国庫補助金の対象とならない用地などの単独事業分を解消していくために計上したものです。

続きまして、元に戻っていただきまして、平成21年度への繰越額ですが、15事業で8億8,059万8,000円となっております。前年度と比較すると2億2,232万3,000円の増となっております。その大半は、学校施設の耐震化事業など国の経済対策の補正予算に対応した部分でございます。

次に不用額でございます。これは、予算額から決算額と翌年度への繰越額を差し引いたものでございますが、不用額は、4億1,271万9,000円となっております。平成19年度と比較しますと9,290万3,000円の減となっております。不用額の主な内容は、教育関係施設整備工事費の競争入札による請負差額や、施設管理の節電、節水などの経費削減努力などによるものです。この不用額は市の財源として翌年度へ充当されていくこととなります。詳細については、次ページの資料に主な不用額の主なものを記載してございますので、後ほどご覧ください。

次に執行率でございます。これは、決算額を予算額で割ったものでございますが、この執行率が88パーセントとなっておりますが、平成21年度への繰越額を含めると96.2パーセントとなります。決算の概要は以上でございます。

次に、平成20年度事業の成果の主なものについては、お手元の資料に平成20年度主要施策成果報告書があります。ここに主な事業の成果を記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

このように決算の認定議案につきましては、9月25日に開催されました経済文教常任委員会で、賛成多数で承認されています。また、30日の本会議で承認される見通しとなっていることをご報告させていただきます。

続きまして、この定例会において出されました、教育委員会にかかわる質問でございます。資料1枚目一番上の「平成21年9月議会個人質問概要」をご覧ください。議会での質問全体で申しますと、政権交代に伴う市町村への影響でありますとか、財政問題に関する質問が多かったという印象がございました。その中で、教育委員会への質問は22問ありました。その主な内容でございますが、全国学力学習状況調査に関連する質問、教師塾に関する質問、学校給食への地産地消の取り組みに関する質問、小・中一貫教育校の設置に関する質問などがございました。

また、経済文教常任委員会への提出議案にかかわります予算議案、予算外議案ですが、その内容については、先月の定例会で説明させていただいた内容のまま変更なく提出しています。その提出議案にかかわる質疑状況を配布していますので、後ほどご覧ください。

資料で個人質問の次のところに、経済文教常任委員会審議状況①というのがついています。よろしいでしょうか。これが、教育委員会関係の補正予算にかかわるものと、条例改正議案、不動産取得議案にかかわりまして出された質問の内容です。主に、指定管理にかかわる条例改正議案に係る質問が多かったという印象を受けました。こういう質疑を経まして、採決に入り、全会一致あるいは賛成多数で承認されました。同じくこの30日の本会議で予算議案、予算外議案につきましても承認される見通しと考えております。

説明は以上です。

澤田委員長

それでは、この件に関して質疑等はございませんか。

西山委員

二つほどお教え願いたいのが、下元議員の質問で「一ツ橋事件」というものですが、少しご説明いただいてよろしいでしょうか。

松原教育長

一ツ橋事件というのは、それこそ30数年前に、一ツ橋小学校の校門に差別落書きがありました。それは、一橋小学校に部落出身の先生がいるので、その落書きがされたのではないかということで、いろんな調査を進めていったことがあって、そのことが、部落民暴きであるとして最高裁にまで提訴された事件です。それを私に簡潔に述べよという質問でございました。

西山委員

教師塾についてですが、大変有意義であったと思うのですが、これに参加された先生の感想を聞かせていただきたいのですがよろしいでしょうか。

学校教育課長

この土曜日の午後1時から9時までの時間で開催されました。今日、ここに感想が書かれたものを持ってきておりますのでご披露させていただきます。

「最後の原田先生の締めの話のところ、無事5回が終わっただけなので。結果を出して

いくことが求められている。プロだから子どもは結構変わりやすいのですが、教師を変えていく作業をしていかなければなりません。自分の目標を上向きに据えて、良く磨いていきながら目標に沿って戦っていきます。いじめについても、先生によって感覚にばらつきがあるのは、当たり前だけどもう一度、言葉の底にある深いものを共有してやっていきたい。」という感想がありました。

もう一つございます。「多くのことを学ぶ教師塾だった。未だ消化し切れてない部分があるが、未だこの内容が5分の1くらいと最後に言われ正直ショックを受けた。卒塾に当たって、これから結果を出す必要性を教えていただき、まずは5分の1の内容を習慣化し、そして結果を出すことを決意した。最後の卒塾課題の発表では、全員の前で発表できたことは記念になった。これまでの思い、これからの思いを5分間みんなの前で語れて幸せであった。きっとこの経験は、今後の私の精神的な支えの柱となるであろう。教師塾に参加させていただき本当にありがとうございました。」という感想もございました。

以上でございます。

澤田委員長

ほかにありませんか。

ほかにないようですので、それでは次に「高知市立学校における新型インフルエンザの発生状況等について」、事務局の説明を求めます。

学事課長

学事課長の佐々木でございます。お手元にお配りしている「新型インフルエンザ措置状況一覧表」の資料をご覧ください。4月末のメキシコで発生し拡大してきた新型インフルエンザですが、本市の学校でも夏休みの後半から、児童クラブ、部活あるいは合宿での集団感染が報告されてきました。そのような中、8月21日付で、高知県教育委員会新型インフルエンザ対策本部から、学校休業が行われるまでの手順や休業の目安など示されております。現在はそれを基本にしており、9月の新学期になって以降は、1日に13名の新たな罹患者が、それ以降も新たに数名程度の罹患者が発生しております。そして、連休明けの24日以降、大変数が多くなっていて、10名を超える状況になっています

なお、県教委の目安によると、インフルエンザと診断された者が1名発生した場合は、本人の出席停止、同一クラス内で児童生徒の約1割を超えて発生した場合は1週間、複数の学級閉鎖が発生した学年については1週間の学年閉鎖、最終的には複数の学年閉鎖があった学校については、学校閉鎖1週間ということが示されております。

現在までの措置状況を示したものが、手元の資料です。幸いにも、今のところ学年閉鎖、休校はありません。最初に新堀小学校5年生が9月8日から14日まで、そして同じ日に初月小学校5年生が学級閉鎖となりました。それ以降、小高坂小学校の6年生が9月17日から、介良潮見台小学校が翌18日から、連休が明け小高坂小学校、横内小学校が9月24日から学級閉鎖ということで措置をしています。現在までのところ、5学校で6学級が学級閉鎖ということになっています。

以上でございます。

澤田委員長

それでは、この件に関して質疑等はございませんか。

溝渕委員

教職員の患者は、未だ発生はしていませんか。

学事課長

教職員にも出ております。市立養護学校，市立商業高校，それから小学校で臨時の学校給食調理員に出ております。

澤田委員長

重症とかになった状況はなかったですか。

学事課長

重症には至っておりません。

澤田委員長

10月がピークとかいわれていますが，手洗いとかうがいとか基本的なことを徹底しなければならぬですね。

学事課長

そうですね，基本的なことはやらなくてはならないと考えます。そして，学級閉鎖になった学校では外出を控えて他の人に感染させないということが大切なことと考えます。

澤田委員長

見通しとして，どこか不安なものを感じますね。

学事課長

これから，普通の季節型のインフルエンザも寒くなるにつれ，当然出てきますので，委員長さんが言われたように手洗い，うがいをしっかりするよう学校に指導していきたいと考えます。そうしたことで，季節型のインフルエンザについては当初，9月末から10月辺りがピークと予想されていましたが，かなり遅れてピークになるという予想もされているところです。寒くなるにつれ心配も大きくなりますので，学校に対する指導を徹底してまいりたいと考えます。

澤田委員長

最後に，「県立新図書館建設計画に関する新聞報道について」事務局の説明を，お願いします。

舛田教育次長

教育次長の舛田でございます。

新聞記事をお配りしています。新聞報道で，県立図書館13年度着工という記事が掲載された。市教育委員会では，まだご論議もいただけていない状況ですので，このことについて，少し説明をさせていただきますと思います。

この記事を見てみますと，県が新しい県立図書館建設の意思表示というか，早期着工に意欲を示しているわけですが，主な内容は，最有力候補地をはりまや橋小学校の統合後の追手前小学校の敷地に，2013年度に工事着手であるとか，建設の仕方が共同か単独かを含め2010年度に正式決定するというものです。

市が決めてないのに，なぜ県が先に発表したかという疑問もあろうかとも思いますが，県としては，教育振興基本計画に盛り込みたかったのではないかとということと，同計画の策定期限というものがあつたのではないかと推測されます。

また，市長が，これまで統合後の追手前小学校敷地に県・市の図書館を持っていきたいということを表明していましたし，これまで，県市連携協議において提案してきた経過もあり，内容的にそれほど突っ込んだものにはなっていないのではないかと考えています。

ただし，着工までのプロセスにおいて，2010年度には基本構想を作るとということが表明されていますが，もう来年度のことで，このことに対しては，市として早急に返事していかなければと考えています。

市教育委員会の新図書館建設の考え方といたしましては，現在の市民図書館の状況は，施設の

老朽化、耐震の問題、それから書庫が限界を超えていることから、建て替える時期にはきているというふうに考えております。そういうことで、平成14年に新図書館構想というものを作っております。本市の実施計画にも搭載され、通常の財政状況であれば着々と建設が進んでいたと考えております。

合併時には、有利な合併特例債をこの図書館の建設財源に予定していたのですが、この期限が平成26年度までとなっております。このようなことから、市教委としては、できれば建設して欲しいと願っているわけです。

しかし、この危機的な財政状況の中で、まずこの5年間で300億円という財源不足があり、これを解消して、財政再建に向けた見通しが立った上でのことになると考えております。

最近、市長がよく述べておりますが、民主党新政権となり、地方への財政措置の動向も未だ不透明ですので、次の12月議会で、今問題となっている固定資産税率のアップとか、ごみの有料化の方針を決めて、財政再建の見通しを市民、議会に問いたいというふうに考えているので、その結果を待って、新図書館を建設するかどうかの議論が本格化すると考えています。

ですから、この記事が先に出ましたが、新図書館が建てられるかどうかは、これからという段階ですので報告させていただきました。

以上でございます。

澤田委員長

この件に関して、質疑等はございませんか。

溝渕委員

追手前小学校跡地は市有地ですか。

舛田教育次長

はい。

松原教育長

市長と前知事との間で、合築案について議論がされた経緯があったと伺っています。

西山委員

国立大学法人からも興味があったように記憶しているのですが。

舛田教育次長

大学が考えていた財源的なものは、駄目だったように伺っております。その後、改めて国の方に要求しているかどうかまでは承知しておりません。

市民図書館長

図書館の合築について、簡単に申し上げますと、平成19年1月22日の橋本知事(当時。以下同じ)と岡崎市長との県・市トップ会談の中で、橋本知事の提案として県・市ともに図書館の老朽化、狭隘化しているということで、一緒にできることがあれば、やりませんかという投げかけがあったというのが始まりです。

それを受けて、平成19年4月に県からの申し出がありまして、実務者の間でそういった可能性があるかどうかということで話をさせてもらいたいということで、県の生涯学習課、県立図書館、市民図書館の3課で1年にわたり話し合いをして、その結果を平成20年3月に実務者の報告書として提案させていただいております。

平成19年4月にその会が始まりましたが、会をしている最中の平成19年5月25日のことですが、高知新聞に追手前小学校の敷地に高知大学の一部施設の移転構想案が掲載されました。以前から、追手前小学校の敷地については、ダイエー跡地と合わせまして商業圏域として活用、そして、同校敷地の真ん中のところを図書館、そして残りを大学と連携した産学連携的なものが構想

案として出されたことがございます。

大学については、先ほどの舛田次長の説明にありましたが、商業系についても、方向性が極めて困難ということで、ダイエー跡地については、地主の方が複合で持っておりますので、その一部が現在コインパーキングとして活用されていますので、東側部分を使って新しい商業系のものを誘致することは、今の状況では、きわめて困難です。

そういった前提において、方向性が出されたものでして、この新聞において、県立図書館から問い合わせがありまして、お手元にお配りしている新聞記事の最後の部分で、「合築が困難と判断された場合は、単独でも着手したいと早期着工に意欲を示している。」とあります。

ただ、見出しは、県立新図書館が23年度着工で、追手前小跡が最有力という前提で、単独でも着手したいとなっています。私のところへ、県下の公立図書館のほうから、「単独でも、追手前小学校跡地に建てさせるのか」という問い合わせがありまして、それについては「聞いていませんので、お答えのしようがありません」と答えております。

溝渕委員

県がこの土地を買うのですか。

市民図書館長

その疑問が、この新聞記事によって、県下公立図書館での話題となっているという状況にございます。10月5日に大津にある県の教育センターで高知県図書館大会があります。当初この議題はなかったが、この新聞記事により、急遽議題を変えて、県立図書館合築構想について時間を取るようになっています。

県下公立図書館、県立図書館サイドでは、このことについて大変困惑しているというのが、現状でございます。

松原教育長

教育委員会としては、今の市民図書館が狭隘化し、老朽化している。市の財産でもあるわけですので、財政事情はあっても、何とか作りたいという気持ちはあります。ただ、今の財政状態では大変難しい。市民、議会のコンセンサスをどうとっていくかが、教育委員会としての大きな課題であると認識しております。

澤田委員長

記事で、県の方は単独でも建設とされていますが、もう少し慎重な対応が求められたのではないのでしょうかね。

松原教育長

12月議会で一定の財政的なめどをつけてから、議論を進めていかなければならないと考えています。

舛田教育次長

図書館の建設年度は、財政計画の外にあるわけです。24年度までは、今の300億円が不足して、起債の償還がピークになっていますので、これを何とか乗り越えようと、今行政改革もし、いろんな市民に新しい負担もお願いしということで説明している状況ですので、この財政再建期間の5年の次の年からの話であるということです。何とか財政危機を乗り越えようとしている今、6年目の話を持ち込むのは、市長にしては、なかなかしんどいことであろうと推測します。

12月にこれからの5年間の財政再建は「こうやりたい」と、ですから高知市は大丈夫ですと市民、議会の理解を得ておいて、それから、市民図書館をやるのか、やらないかということになるのではないかと。それまでは、やる、やらないは、言えない状況にあると考えます。

また、状況が変わってまいりましたら、改めて説明させていただきます。

澤田委員長

それでは、以上で、本日の議事日程をすべて終了いたしました。
これで教育委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 5 時 15 分